

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.co.jp/>

E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒント

**集中する** 気が散る。集中できない。ここ一番で集中するには、「時間が足りない」という時間的な欠乏感が必要。大学生に3週間の締め切りで3本の小論文の校正をさせた。一つの集団には3本まとめて提出させる、別の集団には毎週1本ずつ仕上げて提出するよう指示した。結果、より正確な校正をしたのは後者だった。消費行動の実験では、商品の割引クーポンに有効期限をつけたのとつけないのでは、有効期限のあるほうの利用が多かった。「集中力を上げるための3カ条」①締め切りをなるべく早く設定する。②課題に応じて締め切りを細かく分ける。③無理な締め切りは設けない。サロンUSA著、クーリエ・ジャポン所載。

## ヒント

## 税務 ミニガイド

平成26年度の税制改正により、給与所得者の給与所得控除額の上限額（給与等の収入1,500万円超で245万円）が、平成28年分については、230万円（給与等の収入1,200万円超）、平成29年分以降については、220万円（給与等の収入1,000万円超）に引き下げられました。



四万十川(高知)

四国フォトサービス/オアシス



## 復興特別法人税の改正

### □復興特別法人税制度

復興特別法人税は、平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法によって創設されました。

法人は、基準法人税額について、復興特別法人税を納める義務があり、復興特別法人税の額は、法人の各事業年度の所得の金額に対する基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した額とされています。

### □課税事業年度の短縮

平成26年度税制改正によって、復興特別法人税制度が改正されました。

従来は、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされていました。

今回の改正により、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度は、平成26年3月31日までの期間（指定期間）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度となり、1年間短縮されました。

したがって、事業年度の変更などの事情がない限り、平成26年4月1日以後に開始する事業年度については、課税事業年度にはならないこととなりました。

### □事業年度変更の場合

事業年度変更などによって、復興特別法人税の課税対象となる事業年度の月数の合計が24月を超えることとなる場合には、その超えることとなる最後の課税事業年度の課税標準法人税額については、調整計算が行われます。

### □調整計算の方法

その最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、その課税事業年度の月数に占める指定期間



○キャビンアテンダント（客室乗務員）が最初に誕生したのは1930年アメリカ。飛行機好きの看護師の積極的な提案を会社側が受け入れ、8名の女性を採用した。採用の条件は、「看護師の資格があること」「25歳まで」「独身であること」「身長は163センチ以下」「体重は52キロ以下」。当時の旅客機は機内が狭く、重量制限がかなり厳しかったようです。



内に最初に開始する事業年度開始の日以後2年を経過する日までの期間の月数の割合を乗じて計算することになります。

これによって、事業年度の変更があった場合でも、復興特別法人税の課税対象となる期間は24月（2年間）となります。

### □復興特別所得税の控除

復興特別所得税については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じた額が課税されることになっています。

法人が源泉徴収の対象となる利子及び配当等に課される復興特別所得税の額を有する場合には、復興特別法人税の額から控除することとされています。

復興特別法人税の課税対象期間の短縮にともなって、復興特別法人税の課税対象とならない事業年度については、利子及び配当等に課される復興特別所得税の額を所得税の額とみなして、利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて各事業年度の法人税の額から控除することとされました。

なお、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額は還付されることとなります。



## 質問応答記録書の現場対応 —新税務調査手続きにおける—

新税務調査手続き上では「質問応答記録書」と呼ばれる書類が新設されています。調査の現場で税務調査に臨場した調査担当者により作成されるケースが散見されています。今回はこの件につき検討します。

### □性格

この記録書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対して質問し、それに対し納税者等から回答を受けた事項のうち、とくに重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書とされています。法人税だけでなく所得税・相続税の調査においても作成が予測されます。

### □「申述書」等との違い

従前の調査で作成されていた「申述書」と違い、課税処分や調査終了後の審査請求や訴訟などのケースで国税当局の証拠となり得る行政文書とされています。

さらに、この記録書の作成時にその写しは、納税者等に交付はされませんが、原則として個人情報保護法に基づく情報開示の対象にはなりませんので留意しなければなりません。

### □その他の留意点

記録書が作成された場合、回答者である納税義務者は、調査担当者からその内容に対する読み上げや提示がなされます。その後同記録書に署名押印等を求められることとなりますが、このことは任意でありますので拒否することも可能で、調査担当者が強要することはありません。これらの手順は全42問からなる「質問応答記録書作成の手引」の中に記載されていますが、今後調査の現場においては、新しい手続きでもあるので、その趣旨と内容の正確性等について充分理解の上対処することが肝要と思われます。

## ナマの税務相談室

**Q** 平素はご無沙汰いたしており申し訳ありません。実は友人甲氏から包括遺贈という聞き慣れないことで質問を受けました。

**A** 包括遺贈ですね。どんな内容でしょうか。お聞かせください。

**Q** なんでも先日甲の父親が死亡し父親の遺言書の検認を受けた時、甲は男ばかり三人兄弟の末弟ですが、放蕩息子の二人の兄をさし置いて甲に全財産を遺贈するという内容なのです。お母様は10年前に早世しております。

**A** なるほど。父親の処置もさもありなんですね。

**Q** 甲はわがままな兄達を脇目に父親の介護を普段からやっていたので、父親が不憫に思い遺産をすべて三男に託したのでしょうか。一方、早速に二人の兄は遺留分の減殺請求を弁護士を通じて行いました。甲は無欲な男ですが、二人の兄の剣幕に驚いて、私に相談を持ちかけ

て参りました。

**A** 遺留分は、ご存知のように民法第1028条で定められていますように、被相続人の財産の法定相続

分の2分の1です。

調停の判断を待ちますが、基本的には二人とも各6分の1ずつです。

**Q** 判りました。ところで申告はどのように行うのですか。

**A** 調停に持ち込まれますが、決着がつくまで財産は未分割ですので、税務申告は法定相続分の相続税を申告期限内に行わなければなりません。ところで、遺留分の減殺請求に関した更正の請求は返還すべき額が確定したことを要件とし、確定した日から4か月以内に更正の請求やら修正申告などを行い相続税の申告を行わなければなりません。

分割を前提に税金の軽減が可能なものは、申告の際にお忘れなくまたご相談ください。

## ナマの税務相談室

### 放蕩息子にも 法律の恩典ありきか？



## 出産・子育て期の 各種支給金の課税対応

**配** 偶者が退職により雇用保険金を受給している場合、この金銭給付は配偶者の所得としては雇用保険法で非課税とされているので、配偶者控除の計算で、合計所得金額に含める必要はありません。

**配** 偶者の出産に際し、健康保険から支給される出産育児一時金は、健康保険法で非課税とされていますので、配偶者本人の所得計算及び控除対象配偶者の判定などでは合計所得金額に含める必要はありませんが、医療費控除の額の計算では、医療費を補填する「保険金」等に該当することになるので、医療費から差し引かなければなりません。

**出** 産に際して受ける産前産後休暇の給与補填金とし

ての出産手当金も同じく健康保険法で非課税とされていますので、本人の所得計算及び控除対象配偶者の判定などでは、所得とはしませんが、医療費の補填を目的とするものではないので医療費から差し引く金額ともされません。

**市** 町村等の自治体から、住民の妊娠及び出産に対し、出産支援金が支給されることがありますが、妊娠及び出産に係る費用の一部を支援することを目的とするものは、本人の所得計算及び控除対象配偶者の判定などでは、非課税所得となりますが、医療費控除の額の計算では、医療費から差し引くものに該当します。

**し** かし、その出産支援金が妊娠及び出生をお祝いす

ることを目的とするものは、医療費控除の額の計算上医療費から差し引く金額とはされません。

**た** だし、これを非課税とする法令がないことから、本人の所得計算及び控除対象配偶者の判定においては、非課税所得とはなりません。所得の分類としては、一時性の所得であると共に公法人からの収入でもあるので、一時所得に該当します。

**育** 児のために休業給付金の支給を受けている場合、この給付金は雇用保険法で非課税とされています。また、子育てのために児童手当・児童扶養手当の支給を受けている場合、この給付金は児童手当法・児童扶養手当法で非課税とされています。従って、これらの給付金は、本人の所得計算及び控除対象配偶者の判定上、合計所得金額に含める必要がありません。

盛夏のころ用いる絹、紗、明石、透綾などの薄絹で作った単衣を羅（うすもの）といいます。

「うすもの、重り合ひて濃むらさき 青柳」

暦の上では「立秋」でも、日中の暑さを凌ぐにはある程度の工夫が必要です。

どちらかと言えば税務の暇なこの時期、夏休みを兼ねて、それぞれの「小さい秋」を見つけないのです。

7日立秋、23日処暑



あら探しをするより、改善策を見つけよ。

不平不満など誰でも言える。

(アメリカの実業家 ヘンリー・フォード)

### 8月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○7月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	11日	○7月分個人住民税特別徴収分の納付
○6月決算法人の確定申告	9月1日	○6月決算法人の確定申告
○12月決算法人の中間(予定)申告	〃	○12月決算法人の中間(予定)申告
○個人事業者の消費税中間申告	〃	○個人事業税の第1期分納付
	〃	○個人住民税の普通徴収第2期分納付
	〃	○個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。